

山梨県内の毒物劇物営業者等への 立入検査状況等について

令和7年2月17日

山梨県 福祉保健部 衛生薬務課

本日の内容

1. 毒物及び劇物取締法について
2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
3. 最近の動向

本日の内容

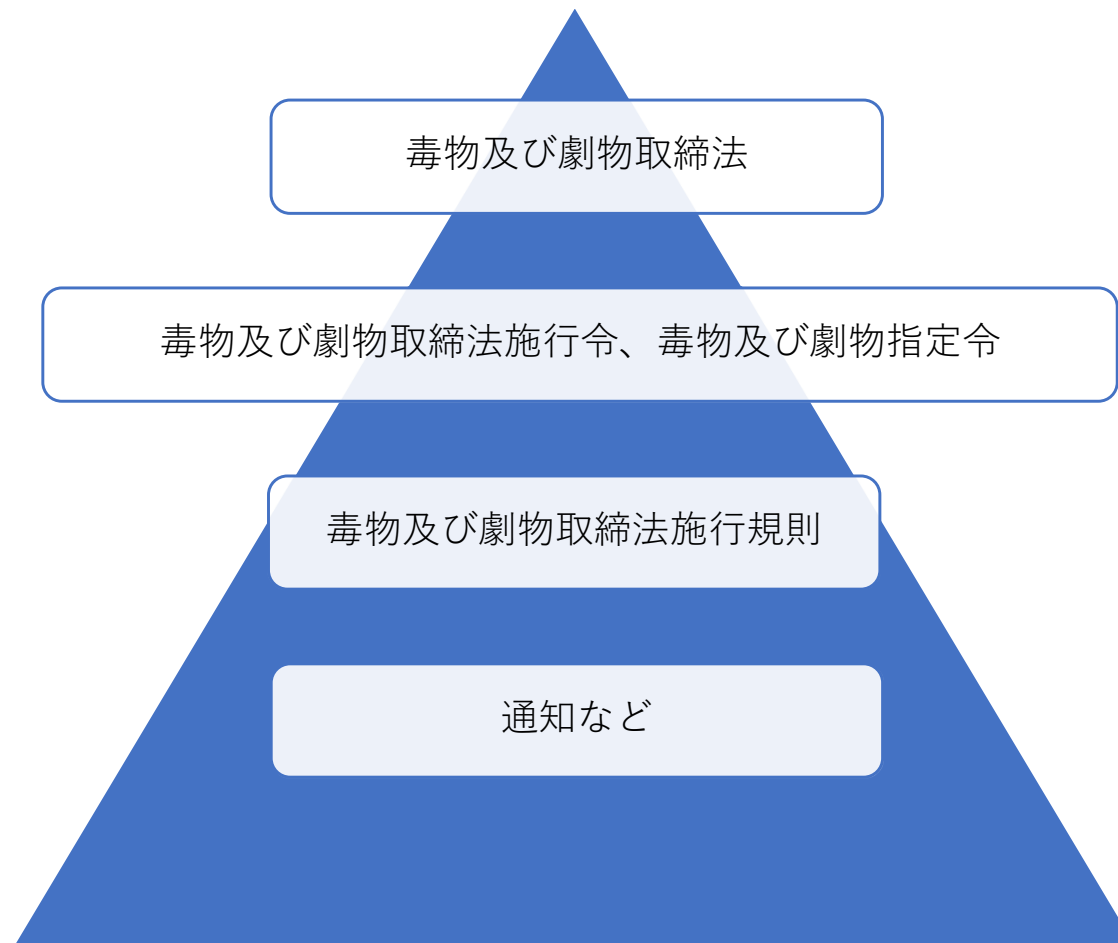
1. 毒物及び劇物取締法について
2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
3. 最近の動向

毒物及び劇物取締法の目的

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

「保健衛生上の見地」とは
公衆衛生の向上及び増進の立場
毒物劇物の漏洩などの防止
→人体への健康被害の防止

毒物及び劇物取締法の体系



毒物又は劇物とは？

- 毒物：法別表第 1 及び指定令第 1 条に掲げる物
- 劇物：法別表第 2 及び指定令第 2 条に掲げる物
- 特定毒物：法別表第 3 及び指定令第 3 条に掲げる物
- いずれも医薬品及び医薬部外品を除く

毒物劇物取締法の適用対象

製造業者（登録が必要）

輸入業者（登録が必要）

販売業者（登録が必要）

特定毒物研究者（許可が必要）

特定毒物使用者（指定が必要）

業務上取扱者（要届出）（めっき業、しろあり防除業等）

業務上取扱者（届出を要さない）（学校、工場、農業等）

⇒農薬や、研究に使われる試薬等で、毒劇物に該当するものを扱う場合、適用対象となる。

毒物劇物取締法の適用対象

届出対象外であっても、**毒物及び劇物取締法第15条の2（廃棄）** 及び **法第16条（運搬等についての技術上の基準）** は、全ての人が守らなければなりません。

また、毒物及び劇物取締法第22条第5項により、届出を要しない全ての業務上取扱者は、上記に加え**法第11条（毒物又は劇物の取扱）**、**法第12条第1項及び第3項（毒物又は劇物の表示）**、**法第17条（事故の際の措置）** 並びに**法第18条（立入検査等）** を守らなければなりません。

毒物劇物の容器（法第11条）

- 誤飲を防ぐために、毒物劇物の容器に**飲食物の容器**を**使用しない**こと



容器及び被包、貯蔵設備の表示（法第12条）

□ 容器及び被包の表示

- ✓ 「毒物」、「医薬用外」の文字（「毒物」の文字は赤地に白文字で表示する。）
- ✓ 「劇物」、「医薬用外」の文字（「劇物」の文字は白地に赤文字で表示する。）
- ✓ 使用の際に小分けした毒物劇物の容器及び被包にも表示すること

□ 貯蔵設備の表示

- ✓ 「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の文字を見やすく表示すること

毒物劇物の廃棄（法第15条の2）

- 政令で定める技術上の基準及び毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準に従うこと
- 毒物及び劇物取締法だけでなく、その他の法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）で規定する基準にも従うこと
- 自己処理ができない場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること

毒物劇物の譲渡手続き

- 他の毒物劇物営業者に販売又は授与する時には、次に掲げる事項を書面に記載しておく。
 1. 毒物又は劇物の**名称**及び**数量**
 2. 販売又は授与の**年月日**
 3. 譲受人の**氏名、職業、住所**

- 営業者以外の者に販売又は授与する時には、上記事項を記載し、譲受人が**押印**した書面の提出を受けなければ、販売又は授与してはならない。

- 保存期間は、販売又は授与の日から **5年間**。

- ※ 次に掲げる者に毒物劇物を交付してはならない。
 - ・ 18歳未満の者
 - ・ 心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者
 - ・ 麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

本日の内容

1. 毒物及び劇物取締法について
2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
3. 最近の動向

毒物劇物営業者等への立入検査状況について

立入検査数

	R1	R2	R3	R4	R5
輸入業	1	1	0	1	5
製造業	1	2	1	3	5
一般販売業	98	65	49	62	71
農業用品目販売業	37	26	7	13	34
特定品目販売業	1	1	2	4	2
電気めっき事業	1	0	0	0	1
金属熱処理事業	0	0	0	0	0
毒物劇物運送事業	1	0	0	0	0
しろあり防除事業	0	0	0	0	0
計	140	95	59	83	118

毒物劇物営業者等への立入検査状況について

違反件数

	R1	R2	R3	R4	R5
輸入業	0	0	0	0	0
製造業	0	0	0	1	0
一般販売業	2	0	0	0	2
農業用品目販売業	5	0	0	0	2
特定品目販売業	0	0	0	0	0
電気めっき事業	0	0	0	0	1
金属熱処理事業	0	0	0	0	0
毒物劇物運送事業	0	0	0	0	0
しろあり防除事業	0	0	0	0	0
計	7	0	0	1	5

毒物劇物営業者等への立入検査状況について

■違反内容

- ☐ 毒物劇物を専用の貯蔵設備ではない場所に陳列していた
- ☐ 貯蔵場所に規定の表示がなかった、まちがった表示をしていた
- ☐ 登録品目以外の毒物劇物を販売していた
- ☐ 譲受書に押印がなかった

毒物劇物営業者等への立入検査状況について

■違反内容

- 貯蔵設備等の構造設備を変更した際の変更届の提出していなかった
- 許可無く毒物劇物を販売してしまった
- 業務上取扱者の届出をしていなかった
- 毒物及び劇物の紛失に関する指導

本日の内容

1. 毒物及び劇物取締法について
2. 毒物劇物営業者等への立入検査状況について
3. 最近の動向

毒物及び劇物指定令等の一部改正

- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
(令和6年政令第196号)
- 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
(令和6年厚生労働省令第91号)
- 令和6年5月29日付け医薬発0529第1号厚生労働省医薬局長通知

毒物及び劇物指定令等の一部改正

○新たに劇物に指定されたもの

4—クロロ—2—フルオロ—5—〔(RS)—
(2・2・2—トリフルオロエチル) スルフィニ
ル〕フェニル=5—〔(トリフルオロメチル) チ
オ〕ペンチル=エーテル（別名フルペンチオフェノ
ックス）及びこれを含む製剤

（毒物劇物販売業者としては、一般販売業者と農業
用品目販売業者が取り扱い可能。）

令和6年6月1日施行

毒物及び劇物指定令等の一部改正

○劇物から除外されたもの

- (1) 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤のうち、1—(3—クロロ—4・5・6・7—テトラヒドロピラゾロ[1・5—*a*]ピリジン—2—イル)—5—[(シクロプロピルメチル)アミノ]—1*H*—ピラゾール—4—カルボニトリル(別名シクロピラニル)及びこれを含有する製剤

令和6年5月29日施行

毒物及び劇物指定令等の一部改正

○劇物から除外されたもの

(2) 「2—イソプロピル—4—メチルピリミジル—6—ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、2—イソプロピル—4—メチルピリミジル—6—ジエチルチオホスフェイト5%（マイクロカプセル製剤にあつては25%）以下を含有するものを除く。」のうち、2—イソプロピル—4—メチルピリミジル—6—ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を、マイクロカプセル製剤として30%以下を含有する製剤

令和6年5月29日施行

毒物及び劇物取締法施行規則 の一部改正

- ・ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令
(令和6年厚生労働省令第90号)
- ・ 令和6年9月20日付け医薬発0920第12号厚生労働省医薬局長通知

○毒物劇物の製造業と輸入業について

登録する品目については、規則類別及び化学名を記載することとされている。

有機シアン化合物については、化学名の登録を求めず、類別のみの登録を認めることとなった。

登録更新の際には、有機シアン化合物については前回登録更新以降に製造（輸入）した品目のリスト（製造（輸入）実績品目リスト）の提出が必要となった。

令和6年10月1日施行

毒物劇物取扱責任者の資格要件について

・ 令和6年5月30日付け医薬薬審発0530第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知

○大学等が設置する学部・学科やカリキュラムが多様化してきたことを踏まえ、従前の基準には当てはまらない学部・学科を卒業した者でも、毒物劇物取扱責任者の業務を遂行する上で十分な知識等を有すると考えられる事例がみられることから、基準が改定された。

毒物及び劇物取締法 Q & A について

○令和 7 年 1 月 2 0 日更新

○厚生労働省厚生労働省 医薬局 医薬品審査管理課
化学物質安全対策室HPに掲載（下記参照）

○<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/situation/qa-20250120.pdf>

ご不明な点は各窓口へご相談ください

お問い合わせ窓口

- ☐ 山梨県衛生薬務課 055-223-1491
- ☐ 中北保健所 0551-23-3071
- ☐ 峡東保健所 0553-20-2751
- ☐ 峡南保健所 0556-22-8151
- ☐ 富士・東部保健所 0555-24-9033

甲府市内の事業者（製造・輸入業者以外）は

- ☐ 甲府市保健所 055-237-2550

ご清聴いただきありがとうございました